

「我孫子市いじめ防止対策推進条例」が施行 ～市民全体で子どもを守りましょう～

いじめは、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもだけでなく、すべての子どもに関する問題です。我孫子市では、市民みんなで力を合わせ、いじめから子どもを守ることを目指して「我孫子市いじめ防止対策推進条例」を制定しました。



条例のポイント

◎基本理念

市民みんなで、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長することができる環境をつくることを目的とします。

◎市民それぞれの役割

*市は…

- ・条例及び基本方針に基づき、いじめの防止等について市の状況に応じた施策を策定し、及び実施します。

*学校は…

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止、早期発見に取り組みます。
- ・いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、いじめの解決のために必要な措置を講じます。

*家庭では…

- ・いじめは絶対に許されない行為であることを子どもたちに十分理解させ、子どもたちがいじめを行うことのないよう努めます。
- ・いじめを発見、又はいじめの疑いがあると認めるときは、市や学校又は関係機関等に相談、又は通報して支援を求めます。

*地域では…

- ・それぞれの地域で子どもたちを見守り、安心して生活できる社会づくり、学校づくりに努めます。
- ・いじめを発見したときは、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めます。

*子どもたちは…

- ・お互いに思いやり、ともに支え合いながら、いじめのない学校生活を送ることができるよう努めます。

いじめに関する組織を設置

市では、いじめの防止等に関する施策、措置等の検証や重大事態が発生した場合における事実の確認や審査を行うために、教育委員会に「我孫子市いじめ防止対策委員会」を、市に「我孫子市いじめ問題対策連絡協議会」を新たに設置しました。学校、教育委員会、さらには家庭や地域を含めた市全体がこれまで以上に一丸となっていじめ問題への取組を推進します。

相談窓口一覧

◎小・中学生のためのいじめ・悩み相談ホットライン

メール nayamuna@city.abiko.chiba.jp

電話相談 04-7188-7867

◎我孫子市教育研究所

TEL 04-7187-4660

◎我孫子市教育委員会指導課

TEL 04-7185-1367

条例について、詳しくは我孫子市のホームページをご覧ください。

<http://www.city.abiko.chiba.jp/index.cfm/19,141731,208,546.html>